

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

## ◆健康保険料率・介護保険料率が変わります (全国健康保険協会)

3月から全国健康保険協会が管掌する健康保険の保険料率が変わりました。今回のニュースレターでは、令和4年4月納付分から改訂される、「健康保険料率」「介護保険料率」「任意継続被保険者 標準報酬月額の上限」の変更についてお知らせします。

### トピックス

◇健康保険料率・介護保険料率が変わります  
(全国健康保険協会)

◇今月の労務スケジュール

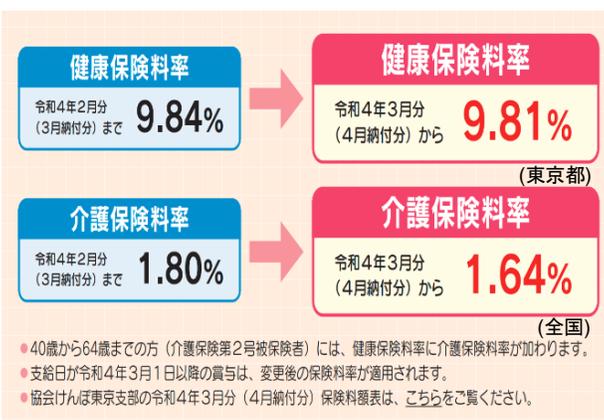
### ◇健康保険料率・介護保険料率の変更 (全国健康保険協会)

・協会けんぽ(全国健康保険協会)では、令和4年度の都道府県ごとの医療分の保険料率および全国一律の介護保険料率が決定しました。

・2022(令和4)年度においては、都道府県単位保険料率の最高は、佐賀県の11.00%、最低は新潟県の9.51%、全国平均は10.0%となります。(東京は0.03%減)

・介護保険料率(40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者が負担)は、全国一律で1.64%(現行は1.80%)となります。

・適用の時期は、いずれも、3月分(4月納付分)からとなりますのでご担当者様は注意が必要です。



上記の都道府県支部以外について詳しくは、「令和4年度の保険料率の決定について」をご覧ください。

<令和4年度の保険料率の決定について>  
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3130/r4/220202/>  
※厚生年金保険の標準報酬月額の最高等級や標準賞与額の上限額に変更はありません。  
※厚生年金保険料率に変更はありません。  
※組合管掌の健康保険料率につきましては、各組合にお問い合わせください。

参考資料:全国健康保険協会

「令和4年度保険料額表 各都道府県」

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/shared/hokenryouritu/r4/ippan/r40213tokyo.pdf>

「保険料率」<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/>

### 4月の労務スケジュール

～4/30 3月分社会保険料納付  
～4/10 3月分源泉徴収税額及び住民税額の納付

- ・3月分(4月納付分)～協会けんぽの健康保険料率・介護保険料率の変更
- ・4月新入社員の入社手続き

### 4月施行の法改正

- ・傷病手当金支給期間の通算化
- ・出産育児一時金の額の引き上げ



社会保険労務士法人  
リーガルネットワークス

〒160-0022  
東京都新宿区新宿1-34-1  
3第一貝塚ビル302号

TEL:03-6709-8

919

編集担当: 會田  
編集責任者: 勝山